

令和 元年 5 月 30 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03240

研究課題名(和文) 近世初期永青文庫細川家文書の総合的解析による藩政確立過程の研究

研究課題名(英文) Research of the establishment process in a domain administration through the comprehensive analysis of the Eisei-bunko(Document of the HOSOKAWA family) in the early modern times

研究代表者

稲葉 継陽 (INABA, Tsuguharu)

熊本大学・永青文庫研究センター・教授

研究者番号：30332860

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文)： 初期藩政冊子史料内部に収録されている文書史料の写し、及び藩主細川忠利の御誼の内容を記録した「奉書」と呼ばれる冊子史料の諸案件をともに目録化し、約14,000件のデータ化を完了した。そのデータから、元和 寛永期の細川家における藩政の意思決定・執行システムが、次の要素の組み合わせによって機能していた事実が明らかになった。小倉・熊本の奉行所の惣奉行衆を総帥とした行政機構の機能、奉行衆・家老衆の合議、そして藩主忠利の裁可、以上である。さらに、初期藩政冊子群がこうした機能実態を示してくれる極めて重要な史料群であることも明確になった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

およそ西暦1600年から1630年代にあたる藩政確立期は、伝統的な時代区分論に影響されて中世史研究・近世史研究双方から研究が行き届かない状況にある。しかし、270年間にわたって維持された藩政が形成確立される過程の解明が日本史学にとって大きなテーマであることは学界の共通認識である。上記の研究成果は、小倉藩主・熊本藩主を歴任した細川家に伝来する当該期の貴重史料をデータ化し、それに立脚して得られたものであり、研究の断絶状況を克服して中世から近世への一貫した歴史理解を促進するところに、学術的社会的意義が存する。

研究成果の概要(英文)： We made a list of Hosho which records words of Tadatoshi HOSOKAWA(the lord of the Kumamoto Domain) and copy of historical documents recorded in archives of the domain administration in the early modern times, and computerized around 14,000 documents data. Using the data, we discovered the domain administration's decision-making and execution system in HOSOKAWA family, which functioned from Genna era to Kanei era by the combination of following elements. function of the administrative system which employs So-Bugyo-shu in the magistrate's office of Kokura and Kumamoto the council system of Bugyo-shu and Karo-shu sanction by the lord of domain, Tadatoshi.

In addition, we found that this archives show how they functionally worked and they are extremely important.

研究分野：日本中世史・近世史

キーワード：大名家資料群 大名家資料学 初期藩政史料 細川家文書

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本近世における社会と国家の特質を把握するという近世史研究の命題に接近するためには、各大家に形成された資料群の総合的な解析を進展させ、成果を蓄積させるという基礎的かつ継続的な作業が不可欠である。そうした共通認識のもとで、例えば彦根藩井伊家、柳川藩立花家、鹿児島藩島津家、萩藩毛利家、岡山藩池田家、松代藩真田家、対馬藩宗家等の資料群について、各資料管理機関等による調査・研究事業が進展し、また笠谷和比古『近世武家文書の研究』(法政大学出版局、1998年)、国文学研究史料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』(岩田書院、2008年)の如き成果が生み出されてきた。

一般的に大家資料群は「藩侯の史資料(家伝の史資料)」と「藩庁の史料(藩政史料)」とに区分される構成をとっている(笠谷前掲書)。このうち、本研究が対象とする後者=藩政史料については、(1)それらが散逸した傾向、(2)初期藩政史料の深刻な不足という一般的問題が、上記の諸研究によって明らかになっている。

(1)「藩政史料の散逸」は、ほぼ10万石以上の大家において藩庁に成立した部局行政制度が展開する過程で作成蓄積された史料群が、廃藩置県に際して県に移管され、やがて非現用となった時点で処分・廃棄されたり、戦災や自然災害によって失われたりした事情を指す。したがって、現存する大家資料群は「藩侯の史資料」に偏った構成をとるケースが大半であり(笠谷前掲書)そうした事情が、例えば地域行政や民衆運動に関する研究が非領国地帯の史料によってしか展開されざるを得ないような研究状況を生んでいるのである。

(2)「初期藩政史料の散逸」は、藩政成立期の研究が手薄な現在の研究状況の原因となっている。初期の国持大名の場合、当主代替りと隠居に際して、藩政史料が次代の家老や奉行に継承されずに、隠居の家に継承される事例が報告されている(吉村豊雄『近世大家の権力と領主経済』清文堂、2001年)。また、中期の藩政改革が大きな成果をあげた藩ほど、藩政機構の内部で作成される文書の性格がそこで大きく変化するため、改革以前の藩政史料が十分な管理を受けず、散逸してしまうケースがままたま見られる。

こうした一般状況は、藩政成立期の研究を阻む二重の史料的制約にほかならない。現在、寛永期を「幕藩制的な政治秩序」の成立期として重視する見解が有力だが、それは、将軍家光の専制的な上意によって、寛永12年の武家諸法度に示されるごとき大名への統制が、「天草島原一揆」などを画期として定着する過程だと理解され、「幕藩制的な政治秩序」形成過程の研究に藩政成立の問題が組み込まれているとは言い難い。そしてこれは、戦国期研究と近世史研究との断絶状況を生じさせる根本的な要因になっているともいえよう。

以上の状況をみれば、17世紀前半までの藩政史料を伝存させる大家資料群を対象にして、各種史料のあり方を分析し、当該期大名の意思決定方法、藩政機構の機能、地方支配体制の歴史的特質などに迫ることが、近世史研究にとっての喫緊の課題であることは明らかである。

2. 研究の目的

本研究は、代表的な大家資料群である永青文庫細川家資料(公益財団法人永青文庫所有、熊本大学附属図書館寄託、約58,000点)に含まれる17世紀前半までの藩政史料群の細目録を作成することを通じて、その全容を詳細に明らかにし、併せて近世大名領国における藩政の形成過程を解明することを目的とする。日本近世における基本的な政治単位であった大家、わけても国持大家は、「国家」的権能を持つ大名権力機構(大名・家臣団)によって、領域・領民・地域社会を200年間以上にわたって統治し続け、日本近世の国家と社会のあり方を特徴づけた。本研究は、熊本大学文学部附属永青文庫研究センターによる細川家資料の基礎的研究の成果を前提に、近世大名の領国支配体制の形成実態を究明しようとするものである。

3. 研究の方法

(1) 調書の作成

研究方法の基礎となるのは、初期藩政冊子史料内部の細目録のもととなる調書の作成である。作業は年次ごとの目標計画を設定して進める。

(2) 外部分担者の調査参加と助言・指導

調査データの蓄積状況に即して、外部の研究分担者、協力者からの助言・指導を得ながら、調査データの合理的な整理方法を検討し、あわせて学術的検討を深化させる。

(3) 調書・画像のデータベース化

画像と文字情報をリンクさせて蓄積することが可能なソフトを用い、データ入力作業を進める。作成された調書はすべて研究代表者がチェックし、登録データの統一性(史料の名称、差出・宛所の表現方法などの統一)に細心の注意を払う。

(4) 「松井家文書」のデータを加味した検討

熊本大学所蔵松井家文書には、初期藩政関係の当主発給書状等が大量に含まれており、そのデータを加味することで、行政案件上申・奉行合議・家老合議・当主裁可によって構成される藩政上の意思決定の実態にせまることが可能となろう。

(5) 研究成果の発信

調査データの集積・整理の画期ごとに、関係研究機関及び研究者との共同研究会、シンポジウム等を開催して成果を出版公表し、併せて、注目すべき資料についても史料集の形態で適宜出版し、学界に発信する。

(6)「細川家初期藩政史料細目録」総目録の完成・公表へ

本申請課題の基礎作業部分は、「細川家初期藩政史料細目録」の完成・公表に必要な全データの集積・整理完了をゴールとする。同目録は、印刷物だけでなく、WEB上でデータ公開する。

4. 研究成果

(1) 史資料細目録の作成

初期藩政冊子史料内部に収録されている文書史料の写し、及び藩主細川忠利の御錠の内容を記録した「奉書」と呼ばれる冊子史料の諸案件をともに目録化し、約 14,000 件のデータ化を完了した。対象とした冊子史料はおおよそ以下のとおりである。

「奉書」「御国御書案文」「方々状控」「萬差紙控」「御郡奉行衆江状切手之控」「中津御奉行衆江遣書状控」「川尻・長崎江遣状案」「鶴崎へ遣状之控」「上方御奉行衆へ状之控」「京都江之文案」「江戸御奉行衆へ之書状写」「上方江言上之控」「江戸江言上仕控」

(2) 初期藩政における文書行政の実態解明

上記でデータ化した史料群によって、元和・寛永期の小倉藩・熊本藩細川家の奉行制＝藩政機構における文書行政の体系が、次のようなものであることが判明した。

藩政機構の核は、惣奉行衆が統括する小倉城の奉行所である。ここには、村庄屋・惣庄屋・郡奉行レベルで解決に及ばない地域内の諸問題、例えば窃盗等の犯罪、給人地百姓と給人との対立、郡代と村々との年貢収納等をめぐる対立が、また家中での紛争や個別家臣が引き起こした問題行為、家臣の人事案や処遇案、それに入牢人の最終処分案など、多くの案件が日々持ち込まれている。また、賓客の接待や贈答・返礼の実務等、対外的な問題も入ってくる。このような奉行所の膨大な業務案件について日次で記録したのが、奉行所の「日帳」「万覚書」である。

惣奉行たちは案件を基礎的な検討にかけた上で、それらを二方向に振り分ける。第一は、当該案件を所管すべき奉行の裁量権に帰属させ対処する方法、いわば惣奉行からその下の行政系統への執行委任である。惣奉行から当該奉行への連絡と交渉は書状でもってなされるが、奉行所では惣奉行の書状作成時にその控えも同時に作成され、それらは簿冊の形態で蓄積された。永青文庫に伝来する「方々状控」「萬差紙控」「御郡奉行衆江状切手之控」「中津御奉行衆江遣書状控」「川尻・長崎江遣状案」「鶴崎へ遣状之控」「上方御奉行衆へ状之控」「京都江之文案」「江戸御奉行衆へ之書状写」といった史料群がそれである。

第二は、惣奉行衆・所管奉行のレベルで最終判断がつかない案件が生じた場合に、上部の意思決定機関に判断を委ねる方向である。忠利が参勤等で不在の時期には、奉行所で開催される惣奉行衆・関係奉行衆に家老衆を交えた合議が、藩としての意思決定上重要な位置をしめた。その議事録が「相談帳」である。現存する寛永元年、同4年、同7年の「相談帳」では、惣奉行衆や家老衆の他に、賄方・惣銀米奉行、知行方・小物成奉行、借米方・切米扶持方奉行、それに算用奉行らが出席し、議事録の文面に確認の捺印をしている。年貢米の一括販売や上方からの借銀、それに家臣団への米銀貸与といった、藩財政上の問題が多くこの合議にかけられて、対処法が決定されていることが分かる。

この合議でも判断がつかない案件、あるいは判断はついても藩主細川忠利の了解を得る必要がある案件については、在江戸・京・大坂あるいは移動中の忠利に、惣奉行から書状でもって判断・了解が求められる。それら書状の控えを収録したのが、「上方江言上之控」「江戸江言上仕控」等の簿冊史料であり、惣奉行からの伺いに対する忠利からの返書である惣奉行衆宛書は、原本が500通以上も現存している。

忠利の在国期間中に奉行衆・家老衆合議を経た案件のうち、合議で忠利の判断を仰ぐべきだと決したものの、それに案件の性質上、文書上に忠利の決裁を得る必要があるものは、惣奉行から忠利に直接上申された。それら上申と忠利の判断・指示の内容は「奉書」と題した簿冊に記録され、寛永2年から忠利死去までの期間をつうじて現存している。裁可文書の方は原本が「御印物」と題した巻子に仕立てられ、忠利・光尚・綱利の三代にわたり57巻・約2,000通も現存している。忠利期の裁可文書群は、惣奉行からの上申文書に捺印や自筆書入れ等の方法によって忠利が決裁を施した文書群と、惣奉行からの口頭での上申を受けた忠利が作成した文書群とによって構成されているが、それらを通覧すると、忠利の裁可が絶対必要とされた案件の種類が分かる。それは、①家臣や奉公人への知行・扶持米・切米等の給与、②家臣への屋敷地の配分、③家臣からの御暇申請、④奉行・役人の人事、⑤入牢人の処刑・釈放、⑥小倉川口出女切手の発行、ほぼ以上の案件であった。つまり、惣奉行から自動的に忠利に上申される案件は、ほぼ主従制に関するそれに限定され、その他には奉行衆・家老衆の合議で必要と認められた案件のみが上申され、裁可が求められたのであった。

以上のシステムによって判断された諸案件は、惣奉行を頂点とする奉行組織をつうじて現場におろされ、わけでも地域社会に関する案件は惣庄屋にまで下達されて、在地で執行された。

このように忠利代の細川家藩政史料は、惣奉行衆を総帥とした行政機構の機能と、奉行衆・家老衆合議、そして藩主忠利の裁可が組み合わされた、藩政の意思決定・執行システムの機能実態を示していることが明確になった。

(3) 研究成果の社会的還元

本研究の成果は、学界向けの研究論文・論文集のみならず、一般読書人向けの書籍や、展覧

会・展覧会等によって社会に発信された点が特筆される。

【書籍出版】

* 稲葉継陽 『細川忠利 ポスト戦国世代の国づくり』(吉川弘文館、2018年)

* 後藤典子 『熊本城の被災修復と細川忠利』(熊日出版、2017年)

【展覧会】

* 第33回熊本大学附属図書館貴重史料展「近世熊本城の被災と修復」(2017年、熊本大学附属図書館) 来場者 435人

* 熊本大学永青文庫研究センター設立 10周年記念「細川家と「天下泰平」 関ヶ原からの40年」(2017~18年、公益財団法人永青文庫) 来場者 2,658人

【講演】

研究代表者が研究機関中に本研究の成果をもとに実施した講演は 66本にのぼる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 41件)

稲葉継陽、近世初期における百姓の法的地位と村共同体 島原一揆後の地域復興をめぐって、永青文庫研究、永青文庫研究センター紀要、査読有、2、2019、1-26

林晃弘、肥後細川家と天龍寺真乗院・細川紹高家 永青文庫所蔵「真乗院口上書」に関する基礎的研究、永青文庫研究、永青文庫研究センター紀要、査読有、2、2019、85-103

稲葉継陽、松井興長の諫言 その論理と役割、ザ・家老 松井康之と興長、八代市立博物館図録、査読無、2018、114-117

後藤典子、小倉藩細川家の葡萄酒造りとその背景、永青文庫研究、永青文庫研究センター紀要、査読有、1、2018、35-54

稲葉継陽、「天下泰平」の確立と細川家、永青文庫、季刊誌、査読無、100、2017、7-14

稲葉継陽、16世紀日本における領域秩序の変動と近世国家、アルプスからのインターローカルヒストリー<地域>から<間地域>へ、佐藤久美研究室、査読無、2016、93-101

稲葉継陽、書評 水本邦彦著『百姓たちの近世』、新しい歴史学のために、京都民科歴史部会誌、査読有、288、2016、77-84

稲葉継陽、永青文庫史料の世界とその可能性、図書館文化史研究、図書館文化史研究会誌、査読有、32、2015、1-18

〔学会発表〕(計 24件)

稲葉継陽、初期細川家中の構成と変容 知行制・上方米市場・請免制、永青文庫研究センター主催シンポジウム(熊本)、2019.3.2

稲葉継陽、初期小倉藩・熊本藩の手永制と惣庄屋、日本・インド・朝鮮比較史料研究費研究会(熊本)、2018.8.10

稲葉継陽、初期小倉藩・熊本藩の手永制と惣庄屋、九州文化史共同研究会(福岡)、2017.10.7

〔図書〕(計 12件)

熊本大学永青文庫研究センター編、吉川弘文館、永青文庫叢書 細川家文書 熊本藩役職編、2019、338

稲葉継陽、吉川弘文館、細川忠利 ポスト戦国世代の国づくり、2018、256

後藤典子、熊日出版、熊本城の被災修復と細川忠利 近世初期の居城普請・公儀普請・地方普請、2017、230

稲葉継陽・後藤典子編、熊本大学附属図書館、近世熊本城の被災と修復、2017、18

〔その他〕

○ホームページ

熊本大学永青文庫研究センター
<http://eisei.kumamoto-u.ac.jp/>

○本研究課題に関連した講演会数：90回

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：山口 和夫

ローマ字氏名：YAMAGUCHI, Kazuo

所属研究機関名：東京大学

部局名：史料編纂所

職名：准教授

研究者番号(8桁)：00239881

研究分担者氏名：林 晃弘
ローマ字氏名：HAYASI, Akihiro
所属研究機関名：東京大学
部局名：史料編纂所
職名：助教
研究者番号(8桁)：1 0 7 1 9 2 7 2

研究分担者氏名：今村 直樹
ローマ字氏名：IMAMURA, Naoki
所属研究機関名：熊本大学
部局名：永青文庫研究センター
職名：准教授
研究者番号(8桁)：5 0 5 7 0 7 2 7

研究分担者氏名：三澤 純
ローマ字氏名：MISAWA, Jun
所属研究機関名：熊本大学
部局名：大学院人文社会科学研究部(文)
職名：准教授
研究者番号(8桁)：8 0 3 0 4 3 8 5

(2)研究協力者

研究協力者氏名：後藤 典子
ローマ字氏名：GOTO, Noriko

研究協力者氏名：林 千寿
ローマ字氏名：HAYASHI, Chiju

研究協力者氏名：山田 貴司
ローマ字氏名：YAMADA, Takashi

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。